○経済産業省令第八号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

経済産業大臣　海江田万里

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年度までに九十一パーセント」を「平成二十七年度までに九十七パーセント」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第九号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、複写機の製造業に属する事業を行う者の再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

経済産業大臣　海江田万里

複写機の製造業に属する事業を行う者の再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

複写機の製造業に属する事業を行う者の再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「平成十九年度の」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第百十一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の施行に伴い、平成十九年総務省告示第十七号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の規定に基づき、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、同令の規定による適切な管理を行うものを指定した件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月二十九日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第百十二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の施行に伴い、平成十九年総務省告示第三百十三号（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、同令の規定による適切な管理を行うものを指定した件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月二十九日

総務大臣　片山　善博

○公害等調整委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成十三年三月二十一日公害等調整委員会告示第二号（公害等調整委員会の行政文書の管理に関する定め及び行政文書ファイル管理簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月二十九日

公害等調整委員会委員長　大内　捷司

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　中央合同庁舎第四号館情報公開閲覧窓口内（一階）

○法務省告示第百四十三号

北海道雨竜郡沼田町役場保存の次の一から二十までの除籍の全部及び二十一の除籍の一部並びに二十二から二十四までの原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年三月二十九日

法務大臣　江田　五月

一　北海道雨竜郡沼田町字昭和官有地　遠藤　三雄

二　同町字共成五百八十七番地　田中　弘之

三　同町字浅野官有地　伊藤　徳治

四　同町字本通四十一番地　尾内　幸治

五　同町字浅野二百八十番地　梅澤　清一

六　同町字昭和官有地　堀　貞利

七　同町字北一条七十番地　新沼　寅治

八　同町字真布百五十三番地　鷲見　良政

九　同町字幌新太刀別七百五十六番地　輪島芳太郎

十　同町字幌新太刀別七百五十六番地　野呂吉五郎

十一　同町字浅野二百九十二番地　前田　秀實

十二　同町字恵比島百三十七番地　三岩　久雄

十三　同町本通四丁目三十九番地　根本　忠治

十四　同町字浅野二百四十五番地　中山　時子

十五　同町字沼田八十番地　秀　文吉

十六　同町字沼田八十番地の百五　秀　重吉

十七　同町字浅野二百六十六番地　富樫　良雄

十八　同町字東予百二番地　片岡　大吉

十九　同町南一条三丁目七十四番地　中山　孝一

二十　同町字幌新太刀別七百五十六番地　室山　正雄

二十一　同町字浅野三百三十四番地　丸田　末市

二十二　同町字浅野三百四十一番地　庭田　敬藏

二十三　同町字恵比島四百七十五番地　沼田重次郎

二十四　同町字恵比島四百二十番地　中田　善藏

○外務省告示第百十一号

平成二十三年二月十八日にプレトリアで、南アフリカ柔道連盟柔道器材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が南アフリカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　南アフリカ柔道連盟柔道器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六千六百五十万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　小澤俊朗在南アフリカ大使

南アフリカ側　フィキレ・ムバルラ　スポーツ・レクリエーション大臣

平成二十三年三月二十九日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百十二号

平成二十三年三月十日にダカール（セネガル）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　深田博史在ガンビア大使（セネガルにて兼轄）

ガンビア側　イスマイラ・カバ・サンブー在セネガル　ガンビア高等弁務官

平成二十三年三月二十九日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百十三号

平成二十三年三月十二日にビサウで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がギニアビサウ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億七千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　深田博史在ギニアビサウ大使

ギニアビサウ側　アデリノ・マノ・ケタ外務・国際協力・共同体大臣

平成二十三年三月二十九日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百十四号

平成二十三年三月十四日にコロンボで、航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十三年三月二十九日

外務大臣　松本　剛明